

○構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等の場合

【申請に必要なもの】

①車検証 ②印鑑

その他にも、減免になる場合があります。詳しくは税務課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 南部町役場税務課 電話 66-4802

平成22年度 南部町税・保険料・使用料納期一覧表

納期	税目 期別		各種使用料					納期限 口座振替日
4月	軽自動車税			下水道	公営住宅 家賃		保育料	4月30日
5月	固定資産税 第1期			水道	公営住宅 家賃	給食費 4月分	保育料	5月31日
6月	町県民税 第1期			下水道	公営住宅 家賃	給食費 5月分	保育料	6月30日
7月	固定資産税 第2期	国民健康保険税 第1期	後期高齢者医療保険料 第1期	水道	公営住宅 家賃	給食費 6月分	保育料	8月2日
8月	町県民税 第2期	国民健康保険税 第2期	後期高齢者医療保険料 第2期	下水道	公営住宅 家賃	給食費 7月分	保育料	8月31日
9月		国民健康保険税 第3期	後期高齢者医療保険料 第3期	水道	公営住宅 家賃	給食費 9月分	保育料	9月30日
10月	町県民税 第3期	国民健康保険税 第4期	後期高齢者医療保険料 第4期	下水道	公営住宅 家賃	給食費 10月分	保育料	11月1日
11月		国民健康保険税 第5期	後期高齢者医療保険料 第5期	水道	公営住宅 家賃	給食費 11月分	保育料	11月30日
12月	固定資産税 第3期	国民健康保険税 第6期	後期高齢者医療保険料 第6期	下水道	公営住宅 家賃	給食費 12月分	保育料	12月27日
1月	町県民税 第4期	国民健康保険税 第7期	後期高齢者医療保険料 第7期	水道	公営住宅 家賃	給食費 1月分	保育料	1月31日
2月	固定資産税 第4期	国民健康保険税 第8期	後期高齢者医療保険料 第8期	下水道	公営住宅 家賃	給食費 2月分	保育料	2月28日
3月		国民健康保険税 第9期	後期高齢者医療保険料 第9期	水道	公営住宅 家賃	給食費 (精算)	保育料	3月31日

【お問い合わせ先】

税金関係：税務課 (0859-66-4802)

後期医療：健康福祉課 (0859-66-5522)

水道関係：上下水道課 (0859-66-4807)

公営住宅家賃：建設課 (0859-66-3115)

給食費：教育委員会 (0859-64-3787)

保育料：町民生活課 (0859-66-3116)

リハビリテーション科の紹介

西伯病院リハビリテーション科は、理学療法(P.T)、作業療法(O.T)、言語聴覚療法(S.T)で構成されています。1階に理学療法室及び作業療法室があり、2階に言語聴覚室、生活機能訓練室があります。リハビリ室内での訓練・治療だけでなく、必要に応じてリハビリスタッフが各入院病棟にうかがってリハビリを行ったり、患者さまのご自宅にうかがってリハビリを行うこともあります。今回は、リハビリでどのような治療や訓練をしているのか簡単に紹介します。

運動療法

その名のとおりに「運動」を手段とする治療法で、関節可動域運動、筋力増強維持訓練、持久力訓練などにより変形の予防・改善、関節の機能改善、筋力の増大などを図ります。

物理療法

温熱や電気、光線などの物理的なエネルギーを利用する治療法で、温熱療法(ホットパック)、電気療法、牽引療法などにより痛み、むくみ、循環の改善などを図ります。

日常生活活動訓練

日常生活活動は一般的にADL(Activities of daily living)と呼ばれています。具体的には食事、整容、更衣、排泄、入浴、移動が挙げられます。これらの動作が自立することで、基本的な身の回りのことができようになります。リハビリテーションに関わる職種では、これらの動作が自立できる方法を考え、実際に練習をしていきます。

患者さまの作品



日常生活の諸動作、仕事・遊びなど人間の生活全般に関わる諸活動を作業療法の「作業活動」と呼び、子供からお年寄りまで、生活に障害を持つ全ての人に関わります。

言語聴覚療法 S.T

(Speech-Language-Hearing Therapy)

現在、2名の言語聴覚士が勤務しています。言語聴覚療法とは、言葉によるコミュニケーションに問題がある方に対し、専門的サービスを提供し自分らしい生活を構築できるように支援する治療法です。また、摂食障害や嚥下障害など、口腔機能に関わる問題にも専門的に関わります。

嚥下障害

嚥下障害とは、食べ物が飲み込みにくくなる障害で、脳血管障害のほか加齢などが原因となり、誰にでも起こりやすく外から分かりづらいたのが特徴です。

西伯病院リハビリテーション科では、障害があっても高齢になってもいきいきと生活していくために、皆さんの健康や生活の支援をしています。お気軽にご相談ください。

理学療法 P.T

(Physiotherapy)

現在、8名の理学療法士が勤務しています。理学療法とは、病気や事故などによる身体機能(筋力、関節の動きなど)や動作能力(寝返り、座る、歩くなど)に制限、障害のある方に対して、日常生活に必要とされる動作の回復を図るために行う治療法のことです。一般的に運動療法、物理療法、日常生活活動訓練などがあります。



リハビリスタッフ

作業療法 O.T

(Occupational Therapy)

一般科に4名、精神科に1名、重度認知症デイケアに1名の合計6名の作業療法士が勤務しています。作業療法とは、運動機能障害(麻痺や筋力低下)、精神機能障害(認知症など)がある方、またはそれが予測される方に対してその主体的な生活の獲得を促すため、諸機能の回復、維持及び開発を促す作業活動を用いて治療や指導、援助を行う治療法です。